

第 1 5 回 四万十町自治基本条例検討委員会

1 開催日時

日時：平成 2 2 年 2 月 2 3 日（火）午後 1 8 時 3 0 分～ 2 0 時 4 5 分

2 開催場所

大正総合支所 2 階会議室

3 出席者（敬称略）

・委員：山本 桓、山脇 峯一、川村 英子、宮脇 晴信
林 長生、井上 典子、奥宮 正洋、船村 寛
林 伸一、長谷部 恵美、宮脇 昌子

1 1 名出席

・事務局：企画課 吉岡総括主幹、細川主幹、岡崎主任

・傍聴人 0 名

4 議事

「まちづくりの仕組み」の章について

「住民の権利と役割」の章について

5 会議結果（要旨）

「まちづくりの仕組み」の章について
資料に基づき検討

情報公開

（情報公開）

第 条 町及び議会は、まちづくりへの住民参加を推進するために、まちづくりに関する情報を住民に速やかに分かりやすく提供しなければなりません。

2 町及び議会は、保有する情報を適正に管理しなければなりません。

条例の表現として、「しなければならない」というものもあるが、ここでは「なりません」としている。これをどの様な表現とするのか。

近年では、柔らかい書き方のものも出てきているが。

- ・ 硬い表現を選択するか、柔らかい表現を選択かであろうが、どちらかといえば、この表現で良いと思う。

【検討結果】

反対する意見も無く、現行の表現とする。

情報公開で検討しなければならないこととして、既に制定されている情報公開条例がある。

この条例は、公文書の公開について必要な事項を定めたもので、開示請求に応じたの対応について規定しているが、「情報を提供しなければなりません」となると、情報提供に係る規定が整備されていない、現行の情報公開条例をどう取り扱いかも考慮しなければならない。自治基本条例の制定後は、整合性を持たせるために、全面的に見直すか、情報提供に係る新たな条例を制定する必要がある。

提供についても、提供範囲、方法など漠然としているので、明確に規定するよう担保しておく必要がある。

- ・ 行政に任すのではなく、提供する情報、方法などを明確にし、義務を課す必要がある。
- ・ 情報公開及び提供の条例へと中身を替えてもらい、その中で具体的に規定してもらいたい。
- ・ 先に、この基本条例が出来ていれば良かったが、既に公開条例は出来ているものなので、基本条例に合わせ変えてもらわないといけない。
- ・ 情報公開条例は、公文書の開示に限定しているので、町や議会の持つ情報の全てを公開の対象とするようにしてもらいたい。
- ・ 基本条例を補足する規則などはつukらないのか。
細かなことまでは、この条例で規定しないのが前提なのか。
そうなれば、整合性を取るために他の条例を見直す必要も出てくる。

「事務局」

見直しを行なっていく必要があると考えている。

条例をつくることが目的では無く、この条例に基づいたまちづくりを行なっていくことが大切で、この条例を最高規範として、それを補完するために、既存の条例の見直しや新たな条例を制定する作業も必要と考えている。

- ・この基本条例が主役にならなければ意味は無い。

基本条例として基本を定めれば、後の具体的なところは、個別条例で対応していく。基本条例を個別条例が補完する仕組みとなる。

- ・土台としての基本条例がきちんとしていないと、解釈によりあやふやになる恐れがある。

大事なことは、請求により開示することに止まらず提供していくことである。どの範囲を提供していけば良いか、行政も迷うところであろう。提供範囲、方法など具体的なところは個別条例に委ねていきたい。

- ・施行規則的なものがあれば、そこに委ねたらよいと思うが、そのようなものは、つくらないようなので、どこかでは、義務を担保する必要がある。そうしなければ、議会や町の判断に委ねることになり、情報が提供されない場合も出てくる。

2項について、適正に管理することに加え、住民の持つ情報も積極的に収集していくことも規定してはどうか。

- ・了承する。

【検討結果】

基本条例が制定された時点で、情報公開条例を抜本的に見直し、公開に加え提供についても規定することを検討委員会の意見とし、基本条例では個別条例に委ねる旨を規定しておく。

2項については、住民の持つ情報も積極的に収集していくことも加え規定することとする。

【見直し後の条文】

(情報公開)

第 条 町及び議会は、まちづくりへの住民参加を推進するために、別の条例で定めるところにより、保有する情報を公開し、提供しなければなりません。

2 町及び議会は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、これを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければなりません。

情報共有

(情報共有)

第 条 住民、町及び議会が保有するまちづくりに関する情報は共有の財産であり、積極的に提供するとともに、相互に知る権利を有しています。

2 町及び議会は、住民との対話に努めなければなりません。

情報共有について、意見を求める。

特に意見は無い

【検討結果】

資料どおりの条文で決定する。

住民参加の機会・実施

(住民参加)

- 第 条 町及び議会は、まちづくりへの住民参加の機会を保障しなければなりません。
- 2 町及び議会は、住民参加に関する制度を整備し、住民が参加しやすい環境を整えなければなりません。
 - 3 町及び議会は、住民が参加したまちづくりに関する会議等での議論を尊重してまちづくりを進めなければなりません。
 - 4 町及び議会は、住民がまちづくりへの参加、不参加を理由として差別的な扱いをしてはなりません。

住民参加の機会・実施について、意見を求める。

- ・住民参加に関する制度というものは、具体的にはどのようなことか。

「事務局」

資料で示している、審議会等の委員の公募制、議会、審議会等の公開（傍聴の機会の保障）、重要な条例や計画等の制定前での意見公募など想定している。

- ・年齢に応じたまちづくりへの参加が考えられる。他市町村の条例なかには、そのことを規定しているものもある。
子どもの参画の場をどの様につくっていくかということでもあるが、未成年者も含めて住民という定義になるのか、明確にしておく必要がある。そうでなければ、子ども達の参加の機会の確保についても規定しておく必要があるのではないか。
- ・委員会や事務局との協議も必要となろうが、テーマを決めて模擬の議会なども考えられる。学生と執行部との対話の機会も必要である。

意見公募手続き条例では、未成年者、外国人も公募対象に含めることとしている。行政もその意見に対して適切に対応していくことを義務化している。

その他でも、未成年者の意見を反映させていく仕組みを保障していく必要があるだろう。

- ・素直な子どもの意見も大切である。
 - ・未成年者も加入している青年団等の組織の意見も受け入れることが考えられる。
 - ・小学生、中学生などに対する模擬議会などでは、大人が形を整える場合もあり、必ずしもその場での発言（質問）が子どもから出たとは限らない。その様な場で自分の意見を発言するのは難しいのではないかと、工夫を要する。
 - ・生徒が意見を出す場合、先生がアドバイスをして整えることもあろう。
- ・仕組みとしてはどの様にするかの議論はあろうかと思うが、その機会を保障することは必要である。

【検討結果】

資料どおりの条文とするが、住民の定義は、成人を特定するものではなく、未成年を含めた住民として、条例の定義のなかで規定していく。

協働

（協働）

第 条 住民と町は、対等な立場であることを基本に、まちづくりの基本理念の実現という共通の目的のために連携し、それぞれの役割分担のもと活動する住民と町の協働に努めなければなりません。

2 町は、住民が自主的、主体的に公共分野を担っていけるよう支援し、協働の推進に努めなければなりません。

協働について、意見を求める。

特に意見は無い

【検討結果】

資料どおりの条文で決定する。

まちづくりの仕組み全般を通しての意見を求める。

特に意見は無い

「住民の権利と役割」の章について

住民の権利

(住民の権利)

第 条 住民は、まちづくりの主体として、次に掲げる権利を有しています。

- (1) 地域のまちづくりを主体的に行う権利
- (2) まちづくりに参加する権利
- (3) 前2号の権利を行使するために必要な情報を知る権利
- (4) 行政サービスを受ける権利

住民の権利について、意見を求める。

- ・条文1号について、これは予算を伴うことであり、権利として主張した場合、行政としても調性が見つからないのではないか。

「事務局」

次の章では、地域内分権、地域自治区について規定するようにしているが、自治区の範囲は今後の議論となるが、地域自治区において、町の事務の一部を委任することとなる。その事務には予算を伴うものであり、その予算の執行権も自治区が持つことになる。

その流れで、地域のことを主体的に行なうとして示している。

- ・条文1号中の地域とは、「集落」という小さい単位を指すのか。集落という単位としては捉えにくいと思うが、町全体を捉える訳ではないのか。

「事務局」

当然、町全体のまちづくりに主体的に取り組む権利はあるとともに、集落という単位でも主体的に行なう権利についても持っている。

町全体についての権利を否定するものではなく、次に検討する地域内分権への流れもあり、地域としている。また、地域での主体的な取り組みが町全体の土台となるものと考えている。

「地域のまちづくり」との表現が分かりにくくしているかもしれない。

- ・住民が自分の地域を良くする為に、その行動、手段として、この権利のもとに予算を要求した場合、行政としても拒否できないのではないか。

「事務局」

協働のなかで、住民、町の役割分担がなされ、住民の役割を主体的に行なっていることとであり、それに伴うものと考えている。

- ・「地域のまちづくりを主体的に行う権利」と「まちづくりに参加する権利」具体的な違いは、どの様なことか。
地域のまちづくりとは、地域という一部を指し、まちづくりとは町全体を指すことになるのか。

「事務局」

住民の主体性は、まちづくりにおいて尊重されなければならない、また、そこに住む方が主体的に行なうことが、効率的であり、効果的であると考えます。

そのため、町政に参加する権利の前に、まちづくりを主体的に行う権利を規定している。

住民参加についての条文を議論してもらったが、その条文を踏まえ町政への参加の権利として規定したもの。

「地域のまちづくり」は、地域づくりと解釈することもできるが、地域限定という考えではない。町全体の土台となるのが各地域であり、その活動であるとの考えである。

- ・「地域の」として表した場合、集落とするのか、学区とするのか、旧町村とするのかなど、どのような区域か定義しておく必要も出てくる。自治区の区域が決れば、その範囲、広く考えれば旧町村の区域となる。
- ・地域のまちづくりではなく、地域づくりとしては。又は、地域を除けてはどうか。

地域づくりが町全体としてのまちづくりに関連するという意味では、地域が町を構成していくうえで、一定の役割を果していることであり、まちづくり全体の関わりとして主体的に行動していく権利を何処の地域に住んでいてもその権利が保障されていることと解釈している。

- ・「地域のまちづくり」ではなく、地域を除け、「まちづくり」としてはどうか。
1号で、主体的に行なう権利を保障し、次の2号で参加する権利を保障するとい

うことで良いのではないか。

- ・まちづくりは総合的なものなので、「地域のまちづくり」では、「地域」「まちづくり」が重複している感じがして分かりにくい。
- ・地域という表現は、地域に限定した利益に基づく権利主張も出てくるのではないか。
- ・ここでの議論は、総合的と部分的なところ双方に関する権利があると整理できるのでは。また、主体的に行なうことと、参加していくことを分けて権利として保障している。

【検討結果】

「地域のまちづくりを主体的に行う権利」の「地域の」表現について削除することとするが、「地域の」として表現している意味についても、再考し、次回で結果を出す。

他の条文は、資料のとおりとする。

住民の役割（責務）

（住民の責務）

第 条 住民は、権利には責任や義務が伴うことを自覚し、権利を行使するに当たっては、次に掲げることに努めなければなりません。

- （1）地域のまちづくりにおいて、住民相互の自発的意思を尊重し合い、連携すること
- （2）まちづくりに参加するうえで、自己の発言及び行動に責任を持つこと
- （3）住民相互の対話を大切にし、まちづくりに必要な情報を共有すること
- （4）行政サービスに係る負担を分任すること

住民の責務について、意見を求める。

- ・1号の表現についても、権利での議論と関連することである。

【検討結果】

1号の条文についても「地域の」表現について削除することとするが、「地域の」として表現している意味についても、再考し、次回で結果を出す。

他の条文は、資料のとおりとする。

地縁型組織、テーマ型組織

(コミュニティ組織)

第 条 住民は、「自分たちの地域は自らの手で守り治める」という思いを持ち、コミュニティ組織がまちづくりを担う重要な組織であることを認識し、積極的にその活動に関わるように努めるものとします。

2 コミュニティ組織は、その活動に自主的、主体的に取り組み、まちづくりの担い手となるよう努めるものとします。

コミュニティ組織について、意見を求める。

・資料の表現で良いのではないか。

【検討結果】

資料どおりの条文で決定する。

その他
なし

次回会議の日程調整

第16回検討委員会

平成22年3月15日(月)

時間は、午後6時30分～午後8時30分

場所は、四万十町役場 東別館2階会議室